

令和2年度における関税率及び関税制度の改正等

（令和元年12月12日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局）

令和2年度関税改正に関する答申(案)の概要

I 令和2年度関税改正を巡る諸情勢

II 令和2年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 暫定税率の適用期限
- (2) 特別緊急関税制度
- (3) 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置
- (4) 加糖調製品に係る暫定税率
- (5) 航空機部分品等の免税制度
- (6) 加工再輸入減税制度
- (7) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

2. 個別品目の関税率の見直し

3. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

4. 納税環境の整備

5. その他

- (1) 入国者が携帯又は別送するアルコール飲料に係る簡易税率の取扱い
- (2) 入港手続の対象船舶等の見直し

I 令和2年度関税改正を巡る諸情勢

- 平成の30年余りの間、社会や経済のグローバル化やICT化を背景に、関税政策や税関行政を取り巻く環境は大きく変化し、貿易量、輸出入申告件数、訪日外国人旅行者数、経済連携協定数等は増加。
- 財務省及び税関は、令和の時代においても環境変化に的確に対応し、適切な関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命を着実に果たしていく必要。

「安全・安心な社会の実現」

- 来年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、迅速な通関及びテロ対策や覚醒剤等の密輸阻止を両立する水際取締りを行う必要。
- 税関の体制の整備・充実、先端技術を活用した検査機器の導入、事前情報等の活用を一層進めていくことが重要。

「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」

- 本年1月には国際観光旅客税法が、10月には消費税率引上げと軽減税率制度が実施。徴収機関としての税関の役割が一層重要性を増しており、金の密輸阻止にも引き続き努めていくことが求められる。

「貿易円滑化の推進」

- TPP11や日EU経済連携協定等につき、来年1月の日米貿易協定の発効後には、貿易総額に占める協定の発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が半分以上となる。
- 我が国は自由で公正な経済秩序の構築を進めており、経済連携協定の一層の利用促進に取り組むべきである。
- 国際環境の変化等を踏まえ適時に関税制度を整備していくことが重要。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方①

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

- 暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定めて設定されている。
- 令和2年3月31日に適用期限が到来する416品目について、国内生産者・消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することが適当。

(2) 特別緊急関税制度

- 特別緊急関税制度は、対象品目が国際交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和2年3月31日に到来する適用期限を令和3年3月31日まで延長することが適当。

(3) 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置

- 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、輸入急増時の安全弁として設けられた我が国独自の制度。
- 現在、我が国に輸入される牛肉及び豚肉の99%超はEPA締約国産又は米国産であり、EPA締約国産の牛肉及び豚肉については、各EPAに設けられたセーフガードの対象となっている。
- 来年1月の日米貿易協定の発効後には、米国産の牛肉及び豚肉についても同協定のセーフガードの適用対象となり、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、措置しないことが適当。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方②

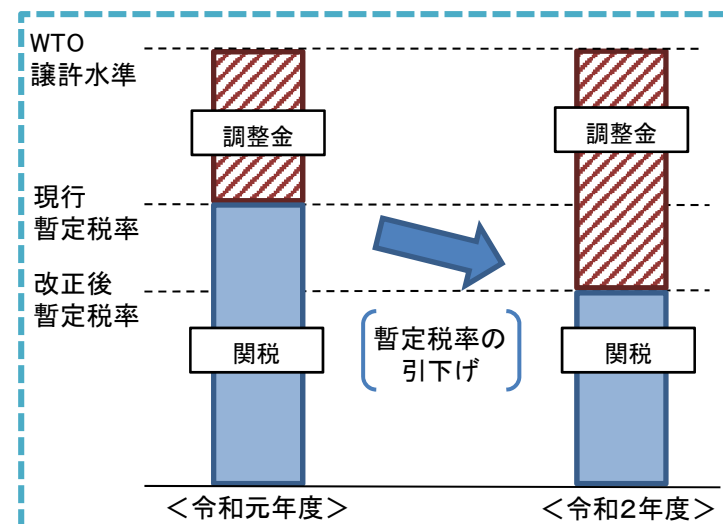
1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(4) 加糖調製品に係る暫定税率

- TPP11において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)に基づき、TPP11発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品を追加。
- 糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することが目的。
- 加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること、加糖調製品の輸入量が増加傾向にあること、甘味資源作物の生産費削減に努めていること等を総合的に勘案。

- 加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、令和2年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げるのが適当。

※ 加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況等について農林水産省に説明を求め、検証することが適当。



Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方③

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(5) 航空機部分品等の免税制度

- 航空機部分品等の免税制度は、航空宇宙産業の状況及びコスト軽減に資するものとなっている点を踏まえ、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長することが適当。

(6) 加工再輸入減税制度

- 加工再輸入減税制度は、繊維・皮革産業の状況及び本制度が国産材料の利用促進と産業全体の活性化に資するものとなっている点を踏まえ、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長することが適当。

(7) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

- 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本土への出域旅客向けに販売される物品(外国貨物)について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。



- 特定免税店制度は、沖縄の観光振興及び雇用促進に一定の効果があること等に鑑み、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和4年3月31日まで2年間延長することが適当。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方④

2. 個別品目の関税率の見直し

- 輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化等の観点から、自動車安全部品用イグナイター等5品目について、基本税率を無税とすることが適当。

(参考)5品目の概要

- 自動車安全部品用イグナイターは、自動車用エアバッグ等のガス発生器用点火具。
国内自動車安全部品製造産業の競争力強化及びイグナイターの形状の変化に応じた関税無税化の対象の適正化の観点から、輸入時に自動車安全部品用として所要の手続がとられたイグナイターの基本税率6.4%を無税とすることが適当。
- CHDM(1,4-シクロヘキサジメタノール)は、自動車部品や化粧品容器等に使われる機能性樹脂の原料。
国内高機能樹脂産業の競争力強化を図るため、基本税率4.6%を無税とすることが適当。
- 3,5-DMP(1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド)は、ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用される触媒(新型ゼオライト)の原料。
国内新型ゼオライトメーカーの国際競争力強化のため、基本税率4.6%を無税とすることが適当。
- アルキルベンゼンは、合成洗剤等の原料。
国内洗剤製造業の競争力維持及び消費者利益の観点から、アルキルベンゼンの基本税率3.9%を無税とすることが適当。
- リバーレースは、極細の糸を数万本使用したレース。
国内繊維産業の競争力維持の観点から、リバーレースの基本税率11.2%を無税とすることが適当。

II 令和2年度関税改正についての考え方⑤

3. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

- 外国貿易船の我が国開港への入港の事実をとらえて課税。
- 課税標準は外国貿易船の純トン数。
- 特別とん税は、開港所在市町村に全額譲与。
- 一時納付の仕組みは、年間寄港数の多い一部の外国貿易船の税負担に配慮する観点から設けられたもの。

| 税率 | とん税 | 特別とん税 | 合計 |
|--------------------|--------|--------|---------|
| 都度納付 | 16円/トン | 20円/トン | 36円/トン |
| 一時納付 | 48円/トン | 60円/トン | 108円/トン |
| 収入額(※) (2018年度) | 約102億円 | 約128億円 | 約230億円 |

(※)コンテナ貨物定期船に係るとん税・特別とん税収入は約38.9億円(2018年)。

(参考)諸外国のとん税制度

- 諸外国においても、我が国のとん税制度に類似した制度が存在。米国・中国等においては、一時納付に相当する仕組みも設けられている。

| 税率 | 米国 | 中国 | ベルギー | 英国 | 豪州 | (参考)日本 |
|------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------|
| 都度納付 | 56セント/トン (約61円/トン) | 3.3元/トン (約51円/トン) | 0.2908ユーロ/トン (約35円/トン) | 37.5ペンス/トン (約52円/トン) | 69.6豪セント/トン (約52円/トン) | 36円/トン |
| 一時納付 | 都度納付の 5回分 | 都度納付の 6回分 | — | 都度納付の 9回分 | 都度納付の 4回分 | 都度納付の 3回分 |

(注1) 各国ごとに税目の名称や制度の詳細は異なる。例えば、中国では、1回の納付で国内の複数港への寄港が可能であり、また、都度納付は30日有効となっていることから、1回の入港ごとに納付する我が国のとん税と単純比較はできない。なお、韓国では、1トンまでごとに135ウォン(約14円)の入港料を課しており、これは総トン数に応じて定められているところ、純トン数に応じて課されている我が国のとん税と単純比較はできない。

(注2) 船舶の規模等により税率が異なる国に関しては、10,000トン級の日本船舶の入港を想定して算出。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方⑥

3. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

- 国際コンテナ戦略港湾政策推進のため、第200回国会(臨時会)に港湾法改正法案を提出し、成立。
- 韓国・中国等を結ぶ近距離航路の場合、年間の平均入港回数は10回超である一方、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船の場合、長期間の航海であり入港回数が少なくなるため、年間の平均入港回数がそれぞれ4回、5.2回となっており、両航路の間でコンテナ貨物定期船の積載量1トンあたり(※)の税負担は約2倍の開き。

(※)各航路における一時納付を利用するコンテナ貨物定期船の1年間の総税込額を1年間に寄港したコンテナ貨物定期船の総純トン数で除したものの。

- こうした状況に着目し、両航路間の一時納付に係る税負担を同程度のものとし、もって、国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)の競争力を高めるため、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船に係るとん税及び特別とん税の一時納付の税率について、特例措置として、当分の間、現行の108円/トンから54円/トン(とん税24円、特別とん税30円)に軽減することが適当。

※ 特例措置の効果の検証に当たっては、国土交通省は、国際コンテナ戦略港湾政策の実施状況等について年一回程度点検を行うことから、毎年度、国土交通省に説明を求め、検証を行っていくことが適当。

※ 当該特例措置は、令和2年10月1日施行とする。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方⑦

4. 納税環境の整備

- 令和2年度税制改正において、①無申告加算税の賦課決定の期間制限、②還付加算金、延滞税等の特例基準割合、③外国当局に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について見直しが行われることとなっていることから、関税についても改正を行うことが適当。

(参考)関税の改正内容

- 無申告加算税の賦課決定の期間制限

無申告加算税の賦課決定の期間制限(原則5年)が終了する間際(3月以内)にされた修正申告等の日から3月を経過する日まで、その賦課決定を可能とする。

- 還付加算金及び延滞税の特例基準割合の引下げ等

関税法における還付加算金及び延滞税の特例基準割合(注1)については、租税特別措置法に規定する特例基準割合とされていることから、内国税の特例基準割合の引下げ(注2)等に伴い、見直しを行う。

(注1)貸出約定平均金利(前々年10月～前年9月の各月の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合)に年1%を加算した割合をいう。令和元年分の還付加算金及び延滞税の割合は1.6%。

(注2)令和元年分1.6%→1.1%へ引下げ。

- 外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限

税関が外国当局等に対して情報提供の要請を行う場合、当該要請から3年間、更正決定等を可能とする。

Ⅱ 令和2年度関税改正についての考え方⑧

5. その他

(1) 入国者が携帯又は別送するアルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

- 入国者が携帯又は別送して輸入するアルコール飲料については、通関手続の迅速化を目的として、簡易税率が設けられており、入国者に対する携帯品免税の範囲(3本)を超えた4本目から課税。
- 簡易税率は、関税、酒税、消費税及び地方消費税の率を総合して算出されており、100円刻みで設定。

| 品名 | 税率 |
|---------------------|-----------|
| アルコール飲料 (1)蒸留酒(焼酎等) | (1)300円/ℓ |
| (2)その他のもの(ワイン等) | (2)200円/ℓ |

- 令和2年10月に酒税率の見直し(ワイン 80→90円/ℓ、清酒 120→110円/ℓ等)が行われることから、アルコール飲料(醸造酒類を含む「その他のもの」)に対して適用される簡易税率の水準について検討した結果、現行の水準を維持することが適当。

(2) 入港手続の対象船舶等の見直し

- 関税法上、我が国に入港する船舶及び航空機については、入港のための税関手続を規定。ただし、政令で定める公用船等については入港手続が不要。
- 自衛隊の任務や海外活動の現状に鑑みれば、外国の軍艦、海上保安庁の船舶等と同様に、自衛隊の船舶等を政令で定める公用船等として指定し、入港手続の対象から除外することが適当。